

○防衛省告示第三十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和八年二月三日次のとおり決定された。

令和八年二月五日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号

施設名

所在地名

所有關係

摘要

要

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

土地…約九一五、〇〇〇平方メートル

建物…約一八、〇〇〇平方メートル

工作物…駐機場等

訓練施設として共同使用する。

使用期間..令和八年二月九日から同年三  
月十四日までの間

◎追加提供

施設番号

施

設

名

所 在 地 名

所有關係

摘要

要

五一五 新田原飛行場

宮崎県児湯郡新富町

国有

土地..約五九、〇〇〇平方メートル

建物..約五、二〇〇平方メートル

工作物..門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間..

一 令和八年三月九日から同月十九日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

航空自衛隊新田原基地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は  
、地位協定の関連ある条項が適用される  
。